

徳島県災害廃棄物処理計画(案)について

1 計画作成の趣旨

国では、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、近年全国各地で発生した大雨、台風等の被害への対応から得た知見や知識を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針(以下「指針」という。)」を策定した。

「指針」では、地方自治体がこの指針に基づき、地域防災計画との整合性をとりながら、災害時における廃棄物処理に係る基本的事項を取りまとめ、継続的に見直しを行うこととされている。

本県では、南海トラフ巨大地震や、近年大型化する傾向にある台風、多発する集中豪雨等に伴う災害から、速やかに復旧・復興を進めるため、「徳島県災害廃棄物処理計画」を全国に先駆けて作成し、市町村の計画作成の道しるべとする。

2 計画(案)の主な内容

(1) 基本的な考え方

- ・ 県内の市町村計画(平成28年度中に完了予定)を束ねる県計画を、市町村計画に先行して作成する。
- ・ 災害廃棄物処理は、発災後3年以内で終わることを目標にするとともに、域内処理、再資源化の徹底を図る。

(2) 想定する被害

本県において最大の被害が懸念される南海トラフ巨大地震を想定するとともに、大雨、台風等に伴う被害についても考慮する。

・南海トラフ巨大地震

全壊 116,400棟 津波浸水被害 201km²

(3) 災害廃棄物発生量、仮置場面積等の算定

災害廃棄物の処理体制を検討するうえで、ベースとなる発生量を推計し、必要な仮置場面積等を算定する。

・災害廃棄物及び津波堆積物の発生量 2,016万t

・必要な仮置場面積 621ha

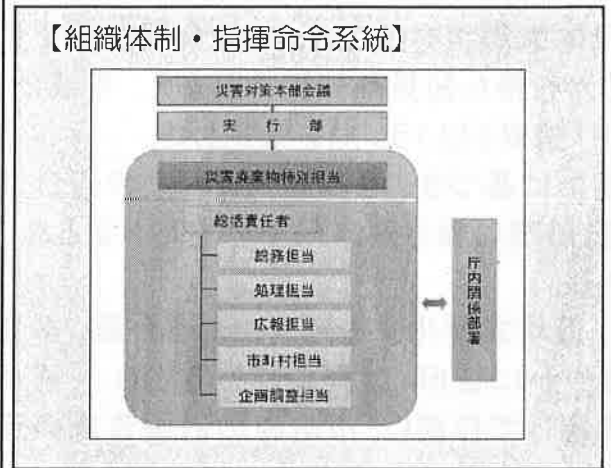
(4) 「指針」に沿って、①平常時、②応急対応時、③復旧・復興時の各段階における組織体制・指揮命令系統、管理体制、処理手順・技術面に関する事項を取りまとめる。

3 災害廃棄物処理業務の概要

徳島県における災害に係る廃棄物処理業務



災害に備え必要事項を検討



【職員への教育訓練】

- 処理計画の周知、教育訓練の継続
- 災害廃棄物処理計画の随時見直し

図上訓練(徳島県)

【災害廃棄物等の処理】

○災害廃棄物等の発生量の推計

圏域	災害廃棄物① (万t)	津波堆積物② (万t)	発生量合計①+② (万t)
東部圏域	1,159	343	1,502
南部圏域	331	140	471
西部圏域	44	0	44
徳島県	1,532	483	2,016

○仮置場候補地の選定

圏域	仮置場面積 (ha)
東部圏域	463
南部圏域	144
西部圏域	15
徳島県	621

一次集積所(出所:環境省)

- 域内処理、再資源化の徹底
- 各市町村においても災害廃棄物処理計画を作成

【組織体制・指揮命令系統】

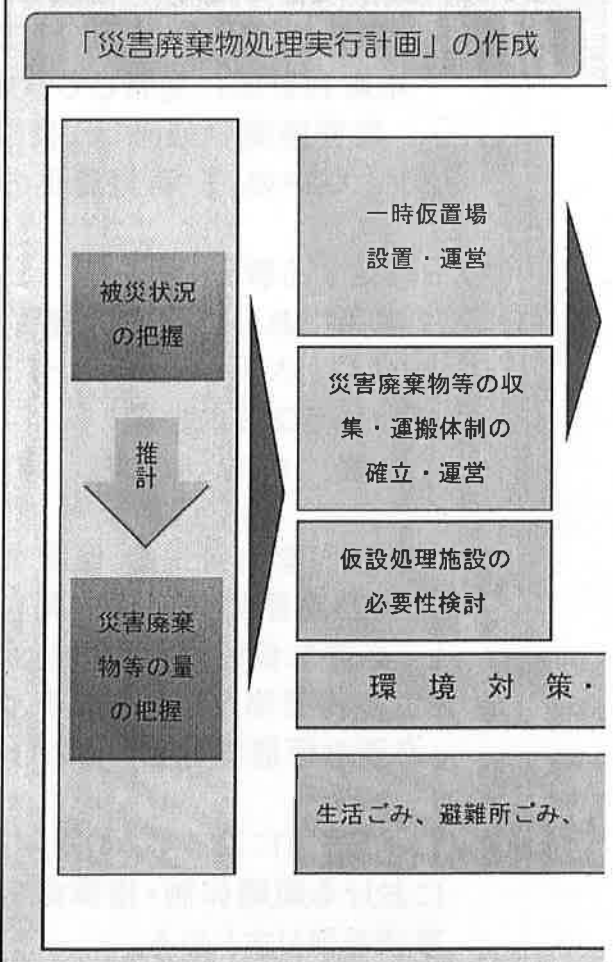
- 組織体制の立ち上げ(設置)
- 指揮命令系統の確立

【情報収集・連絡】

災害時情報共有システム
の活用

- 連絡手段の確保
- 市町村等からの情報収集
 - 被災状況
ライフライン、処理施設、避難所
 - 収集運搬体制に関する情報
道路、収集運搬車両
 - 災害廃棄物等の発生量
倒壊家屋、津波浸水状況

【災害廃棄物等処理の流れ】



～本県が被災した場合～

～復旧・復興時

【協力・支援体制の確立】

■被災市町村に対する支援

- 一般廃棄物処理施設の安全性確認、応急復旧
- 仮設トイレの確保
- 分別や仮置場情報の住民への啓発・広報
- 住民相談窓口の設置 など



協定締結団体による選別作業
(H26.8 那賀町)

市町村の被災状況により
災害処理を県が受託

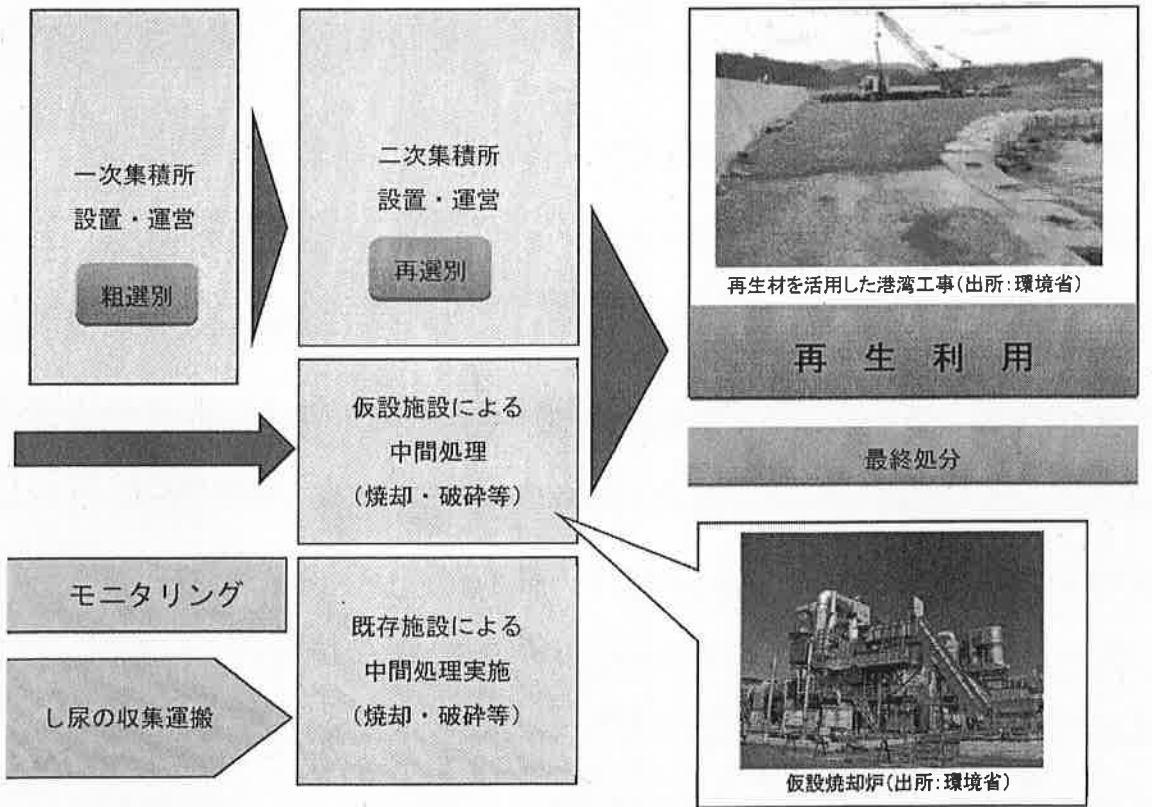
■連絡調整、協力体制の確保

- 国～直接支援、補助金等財源
- 支援自治体～協力・支援体制の確保
- 民間事業者～協定に基づく連携

処理主体：市町村、受託により県が実施

再資源化の徹底

域内処理が原則（発生量により広域連携）



発災後3年を目途に災害廃棄物等の処理を完了！